

ソニーの寄付による国際理解教育奨学金制度Ⅱ 細則

(目的)

第1条 この細則は、湘北短期大学奨学制度基本規程第2条にもとづき、次条以下を内容とする奨学制度（以下「本奨学制度」という。）について定める。なお、この細則で使用する語句の定義は、この細則で定めるものを除き、湘北短期大学奨学制度基本規程の定義と同じとする。

(本奨学制度の名称)

第2条 本奨学制度の名称は、「ソニーの寄付による国際理解教育奨学金制度Ⅱ」とする。

(本奨学制度の目的)

第3条 本奨学制度は、ソニー株式会社からの寄付金を原資とするもので、国際理解力を有し、グローバル人材として活躍することが期待される人材を育成することを目的とする。

(本奨学制度の適用条件)

第4条 本奨学制度は、本学の総合ビジネス・情報学科の留学エリアに在学し、本学が実施する3ヶ月間の短期海外留学（以下「本件留学」という。）に参加を認められた学生に適用する。

2. 本奨学制度を適用する者（以下「国際奨学生Ⅱ」という。）の員数は、特に定めない。

(本奨学制度の内容)

第5条 本奨学制度は、本件留学に伴う留学先授業料を本学が負担することを内容とする。

(選考方法)

第6条 国際奨学生Ⅱの資格は、第4条第1項を満足する学生に対して自動的に付与されるものとし、選考及び決定に関し、奨学金選考委員会及び学長は関与しない。

(国際奨学生Ⅱ)

第7条 国際奨学生Ⅱが本件留学に伴い支払うべき費用のうち、留学先授業料を本学が負担する。

2. 国際奨学生Ⅱは、本学の他の奨学制度を利用すること及び日本学生支援機構の奨学生となることを妨げない。

(事務取扱)

第8条 国際奨学生Ⅱに関する事務は、総合ビジネス・情報学科及びグローバルコミュニケーションセンターが行う。

(定めのない事項)

第9条 この細則に定めのない事項は、湘北短期大学奨学制度基本規程による。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。